



副院長新任のご挨拶

賛育会病院 副院長 賀藤 均

今年の4月から赴任しました。前職は国立成育医療研究センター病院長でした。私は小児科医ですが、約30年間、大学病院と上記病院で小児の循環器とICUのみの臨床と、後半は病院運営のみに集中してきましたので、オタクの小児科医です。一般小児科診療は現在、リハビリ中です。前職の病院は「国立」とありますが、独立行政法人の国立病院への税金投入は禁止されており、民間病院と同等かそれ以上の黒字経営が求められてきました。「必要だが採算が合わない」政策医療の代表とされる小児・周産期医療の経

営の黒字化をなんとか実現してきた次第です。その経験は、他の総合病院にはない独特の内容となりますので、それらを踏まえて、賛育会病院の経営改善に貢献したいと考えております。

新任医師のご紹介

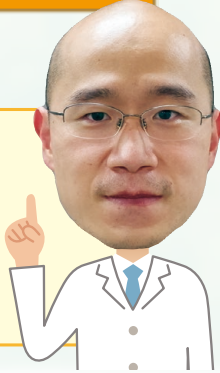
新たに入職した医師の方を紹介します。

かじの こうへい
耳鼻咽喉科 **梶野 紘平** 先生

- 【専門領域】 耳鼻咽喉科
- 【モットー】 いつも明るく
- 【趣味・特技】 音楽鑑賞

【患者様への一言】

診療でわからないことがあれば、ご遠慮なくお申し出ください。

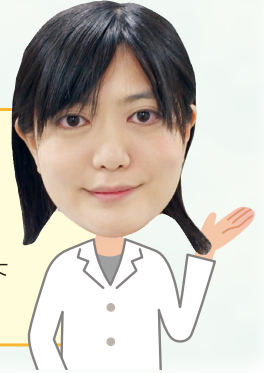


いしだりな
小児科 **石田 理奈** 先生

- 【専門領域】 小児科
- 【モットー】 努力は裏切らない!!
- 【趣味・特技】 旅行・書道

【患者様への一言】

些細なことでも、何でもご相談下さい。宜しく願い致します。



おめでとう! 赤ちゃん



お母さま
山中 さま

2022.1.2生まれ



お母さま
出井 さま

2022.2.2生まれ



お母さま
上原 さま

2022.3.1生まれ



お母さま
佐藤 さま

2022.4.1生まれ

「おめでとう! 赤ちゃん」は対象月の最初に当院で生まれた赤ちゃんをご了承いただいで載せています。

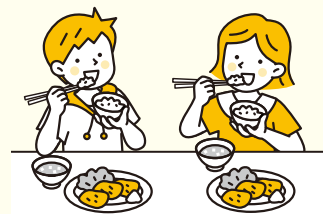
【小児食物アレルギー負荷試験】

当院小児科では食物アレルギー診断のための検査、『食物経口負荷試験』を行っています。

食物アレルギーは子どもの10-20人に1人に認められており、家庭や保育園・幼稚園などでの対応で悩んでいる保護者の方も多いと思います。以前は、疑わしい場合ある程度大きくなるまでは全く食べさせない（完全除去）のが一般的な対応でした。しかし大人と違い、子どもの食物アレルギーは早期に自然に“治る”（症状が出なくなる）ことが比較的多く、また、食べる量が少なければ完全除去をしなくてもよい子もいます。日本アレルギー学会でも『必要最小限の除去』が勧められています。

とはいえ、人間の身体なので個人差も大きく、採血検査のみで食べられるのかどうか判断することは専門家でもできません。ガイドラインでも、最終判断は実際に食べて症状が出るか出ないかを確かめる“負荷試験”が最も確実な診断方法と書かれています。

自宅で少量ずつ試しても大丈夫なのか、それとも病院で負荷試験を行った方がよいのかにつきましては、子どもの年齢や症状の強さ、家族のアレルギー歴など総合的に判断する必要があります。まずは一度外来にご相談いただければと思います。



【食物アレルギー診断の流れ】

- 外来初診
 - ・問診（エピソード、既往歴、家族歴など）
 - ・診察（特にアトピー性皮膚炎や喘息、鼻炎の有無などを中心に）
 - ・アレルギー検査（採血検査、必要時皮膚テストを選択）
 - 外来再診
 - ・検査結果説明 ⇒ 結果次第で方針を相談（必要時アレルギー専門外来へ）
- 1) 完全除去 2) 自宅で少量ずつ食べることを試す 3) 病院での負荷試験

【当院の経口負荷試験の概要】（詳細は外来でご説明します）

- 疑わしい食材を少量ずつ2-4回に分けて食べていく
 - 24時間症状が出なければ陰性、その後自宅で試して除去解除を目指す
 - 症状出てしまったら陽性、方針（除去継続、部分解除）は担当医と相談
 - 現在基本的には1泊2日の入院負荷試験のみ（症状なければ外泊は可）
曜日は火曜日、または金曜日に1人ずつ
- （小児科 杉山 恵一郎）



令和4年度墨田区特定健康診査が始まりました

「特定健康診査」は、糖尿病などの生活習慣病を予防するため、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、適切な保健指導を受ける必要がある方を見つけるために実施します。新型コロナウイルス感染症が気になり受診を控えている方もいらっしゃるかと存じますが、換気や消毒の徹底、CO2センサーによるモニター管理など新型コロナウイルス感染症防止対策に努めております。



【対象者】令和4年4月1日現在、墨田区国民健康保険に加入し、下記に該当する方

- ・令和4年度中に40歳から74歳までとなる方
- ・令和4年度中に75歳になる方のうち、昭和22年11月1日から昭和23年3月31日までに生まれた方
- ・後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（一定の障害があると認定された方は65歳以上）の方

【健診期間】令和4年5月16日から令和4年10月31日まで（40歳から74歳の方）

令和4年7月1日から令和4年11月30日まで（75歳以上の方）

月曜日～木曜日（祝日を除く） 13時30分～

※完全予約制ですので、事前にご予約をお取りいただきますようお願いいたします。

<健康管理クリニック 03-3622-9190> 平日8:30～16:00



健診時は着脱しやすく上下分かれた服装でお越しください。健診結果は受診いただいてから約3週間後にご来院いただき医師からの説明を受けてのお渡しとなります。ご事情によっては郵送での結果報告も可能ですので、ご相談ください。

早期発見のため、受診をおすすめします。